壇論

定式による利益配分について

栗原　克文
【筑波大学大学院ビジネス科学研究群　教授】

1．はじめに

OECD／G20のBEPS包摂的枠組みにおいて、2021年10月に新しい国際課税ルールが合意され、現在、その実施に向けた作業が急ピッチで進められている。その新しい国際課税ルールの第1の柱では、恒久的施設（PE）なければ課税なしという原則の例外として、市場国に物理的拠点がなくてもネクサスを認定して市場国にも課税権を与えることや、独立企業原則（Arm's Length Principle：以下「ALP」）の例外として市場国への利益配分を売上等の定式によって行うことなどが検討されてきた。

新ルールの実施は、国際租税制度が新たなフェーズに入っていくことを意味する。近年、定式配分を評価する意見が増えてきており、ALPに対する認識にも変化が見られる。以下では、新しい国際課税ルールをも踏まえて定式配分の活用可能性を考える。まず、近年におけるALPと定式配分に対する認識の変化、新しい国際課税ルールにおける定式の利用を踏まえた上で、定式配分の評価と今後のあり方について述べる[1]。

2．ALPと定式配分に対する認識の変化

無形資産取引は、独立の第三者間で行われることが僅少で比較対象取引を見いだせない場合や価格の算定が困難な場合が多い。その移転価格算定は、比較対象取引が限られる中で残余利益分割法が多く適用されてきたが、評価困難な無形資産の問題が残る。

こうした中で、かつては定式による利益配分に対して消極的な意見が多かったが、近年その評価に変化が見られる。イギリスのエクセター大学のOats教授らは、ALPと定式配分に対する認識に関して、2006年と2016／17年に英米の移転価格専門家へのインタビューを実施し、その間の認識の変化を示している[2]。2006年のインタビュー対象者の認識は、ALPに対して原則的で柔軟なアプローチとしてのコンセンサスが構築されており、定式配分に対しては、柔軟性の不備と確実性の必要性が指摘されるとともに、個々の納税者の経済状況を反映していないことが指摘された。一方、2016／17年には、ALPの柔軟性は複雑性をもたらし、予想していたよりも不安定で、その適用の問題への不満が高まり、定式配分への強い反対が緩和していた。また、利益分割法の使用の増加を定式配分に結び付け、利益分割法のより広範な使用は必然的に定式配分につながるものであり、定式配分は利益分割の実施における簡素化されたバージョンであるといった意見もあった。

こうした認識の変化の背景として、デジタル化の進展によってビジネスにおける無形資産の重要性が高まり、独立企業間価格算定の困難性が増してきたことがあげられ、代替する利益配分の方法として定式配分への期待が高まっている。

3．新しい国際課税ルールにおける定式の利用

新しい国際課税ルールの第1の柱の利益Aは、全世界での売上高200億ユーロ超、利益率10％超の多国籍企業を適用対象として、市場国にも課税権を配分するものである。市場国に配分する利益の算定は、多国籍企業グループ全体の利益率が10％（みなし通常利益）を超える部分について、超過利益の25％を市場国に配分し、それを各市場国の間で売上により配分する。また、第1の柱の利益Bは市場国での基本的な販売・流通活動に一定率の利益を保証する算定方法を取り入れている。

第2の柱では、多国籍企業に少なくとも15％の最低税率を負担させる所得合算ルールにおいて、実体のある活動からの所得として、有形資産及び賃金の5％（経過措置あり）を課税ベースから除外する。

このように新しい国際課税ルールでは、市場国で生じる利益や実体のある活動に係る一定の所得を定式によって算定することとされている。

【参考】2021年10月の国際合意による新たな国際課税制度における定式の利用

第1の柱	利益A：市場国へ課税権を配分（物理的拠点の有無を問わない）	通常利益と残余利益の算定	売上高の10%が「みなし通常利益」
		市場国への配分利益	超過利益の25%が市場国への配分対象
		各市場国間での利益配分	売上に基づき配分
	利益B：基本的販売・流通活動に一定率の利益を保証	基礎的な販売・流通活動に固定的利益を配分（独立企業原則の簡素化）	
第2の柱	所得合算ルール（IIR）	実体のある活動に係る一定の所得を課税ベースから除外（カーブアウト）	有形資産及び賃金の5%（経過措置あり）を課税ベースから除外

4．定式配分の評価

定式配分に関して、オックスフォード大のDevereaux教授らは、例えば資産、労働、売上をベースとした定式配分は、複雑性の排除、実施上のコストの削減、租税回避の機会の減少といった観点から大きな利点がある一方で、関係国の合意を得ることの困難性や、仮に合意されたとしても経済活動を誘致するための税率引下げ競争は残るといった評価をしている[3]。

また、IMFのMathesonら氏らは、定式配分について、①現在の法人課税システムの欠点は複雑性と利益操作可能性であり、租税競争と相まって歳入の浸食をもたらしているが、定式配分は簡素性と利益操作可能性の排除につながる、②定式配分への完全な移行のみが選択肢ではなく、利益分割法における部分的な活用も1つの選択肢であると評価している[4]。

無形資産の評価は、特に税務執行上の人的リソースが十分でない発展途上国にとって、困難性がより高いため、定式配分の活用はより有用となる。適正な利益配分を行うことの課題が継続し、税務上の紛争が多く生じている状況を踏まえると、その対応として定式配分の活用を前向きに捉えていくべきであろう。

5．ALPと定式配分の今後のあり方

ALPに基づく現行の移転価格ルールにおいては、比較対象取引を実際に伴ったALPよりも、利益分割法など比較対象取引を必要とするALPの適用が拡大しつつあり、利益分割法と定式配分は親和性がある。

定式配分の適用可能性については、ALPか定式配分のいずれか一方を選択するのではなくて、ALPと定式配分の利点を組み合わせた仕組みの構築を目指すべきであり、例えば残余利益分割法による算定に定式配分のファクターを含めることも一案である。ジョージタウン大学のGrinberg教授は、定式配分に関する多様な論点を検討し、各国間の課税権の配分としてALPと定式配分の特徴を組み合わせたハイブリッドによる定式配分の方法を前向きに評価している[5]。また、OECDのAndrus前移転価格ユニット長らは、ALPはデジタル化に関する議論の中で、利益配分を含む構造的な疑問に対応できておらず、ALPを修正できるかについて今後検討が必要となると述べている[6]。長年の経験の蓄積のあるALPを引き続き利用し、評価困難な無形資産など現行制度で課題となっているものに定式配分の活用を検討していくことにより、予見可能性の確保、紛争防止につながっていくことが期待できる。

定式配分の対象となり得る分野として、評価困難な無形資産やデジタル取引に関する超過利益の配分、利益Bのような基本的利益の配分、少額取引への簡便法としての利益算定等への活用が考えられる。定式配分の設計に当たっては、適用対象の範囲、利益配分のファクター、各配分ファクターのウェイト、多国籍企業グループ全体の利益算定等の検討論点がある。

今回の新しい国際課税ルールの国際合意は、ALPの例外として定式の利用が可能であることを示し、制度構築の選択肢が広がったといえる。予見可能性の向上、コンプライアンス負担軽減、移転価格紛争の防止や紛争解決による二重課税の排除の観点から、定式の利用について多様な選択肢を検討していく意義があろう。

1　詳細は拙稿「独立企業原則（ALP）と定式配分について」筑波ロー・ジャーナル31号、2021年12月、1―38頁参照。

2　Rogers, Helen and Lynne Oats, Emerging perspectives on the evolving arm's length principle and formulary apportionment, British Tax Review, No2, 2019, pp. 150-165.

3　Devereaux, Michael P, et al, "Taxing Profit in a Global Economy," Oxford University Press, 2020, pp.150-151.

4　Matheson, et al, Formulary Apportionment in Theory and Practice, in "Corporate Income Taxes Under Pressure, Why Reform Is Needed and How It Could Be Designed," Chapter. 14, IMF, 2021, pp.304-305.

5　Grinberg, Itai, "Formulating the International Tax Debate: Where Does Formulary Apportionment Fit?", in "The Allocation of Multinational Business Income: Reassessing the Formulary Apportionment Option," Wolters Kluwer, 2020, p296.

6　Andrus, Joseph L. and Richard S. Collier, Transfer Pricing and Arm's-Length Principle After the Pillars, Tax Notes International, January 31, 2022, pp.553-555.